

第三 意見の聴取手続 (略)

第四 弁明の聴取手続 (略)

第五 処分の対象となり得る事案の把握 (略)

第六 留意事項 (略)

別紙 (略)

別記様式第 1 号・別記様式第 2 号 (略)

別紙様式第 3 号

〇〇第〇〇〇号  
平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る医師法第 7 条第 5 項 (歯科医師法第 7 条第 5 項又は保健師助産師看護師法第 1 5 条第 3 項) の規定による意見の聴取及び医師法第 7 条の 2 第 5 項において準用する同法第 7 条第 1 1 項 (歯科医師法第 7 条の 2 第 5 項において準用する同法第 7 条第 1 1 項又は保健師助産師看護師法第 1 5 条の 2 第 7 項において準用する同法 1 5 条第 9 項) の規定に係る再教育研修に係る弁明の聴取を  
下記のとおり行いますので通知します。

第三 意見の聴取手続 (略)

第四 弁明の聴取手続 (略)

第五 処分の対象となり得る事案の把握 (略)

第六 留意事項 (略)

別紙 (略)

別記様式第 1 号・別記様式第 2 号 (略)

別紙様式第 3 号

〇〇第〇〇〇号  
平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る医師法第 7 条第 5 項 (歯科医師法第 7 条第 5 項又は保健師助産師看護師法第 1 5 条第 3 項) の規定による意見の聴取及び医師法第 7 条の 2 第 5 項において準用する同法第 7 条第 1 1 項 (歯科医師法第 7 条の 2 第 5 項において準用する同法第 7 条第 1 1 項) の規定に係る再教育研修に係る弁明の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

1. 意見の聴取

意見の聴取の件名	
予定される処分の内容	
根拠となる法令の条項	
処分の原因となる事実	
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	
意見の聴取に関する事務を所掌する部署	名称 所在地
意見の聴取の主宰者	役職 氏名

2. 再教育研修に係る弁明の聴取

再教育研修に係る弁明の聴取の件名	
予定される再教育研修の内容	
根拠となる法令の条項	
再教育研修の原因となる事実	
再教育研修に係る弁明の聴取の日時	
再教育研修に係る弁明の聴取の場所	
再教育研修に係る弁明	名称

記

1. 意見の聴取

意見の聴取の件名	
予定される処分の内容	
根拠となる法令の条項	
処分の原因となる事実	
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	
意見の聴取に関する事務を所掌する部署	名称 所在地
意見の聴取の主宰者	役職 氏名

2. 再教育研修に係る弁明の聴取

再教育研修に係る弁明の聴取の件名	
予定される再教育研修の内容	
根拠となる法令の条項	
再教育研修の原因となる事実	
再教育研修に係る弁明の聴取の日時	
再教育研修に係る弁明の聴取の場所	
再教育研修に係る弁明	名称

の聴取に関する事務を 所掌する部署	所在地
(備考)	
<p>1 あなたは意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。</p> <p>2 あなたは意見の聴取が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。</p>	

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第4号～別記様式第9号 (略)

別記様式第10号

〇〇第〇〇〇号  
平成〇〇年〇月〇〇日

弁明の聴取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る医師法第7条第11項（同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）（歯科医師法第7条第11項（同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）又は保健師助産師看護師法第15条第9項（同法第15条の2第7

の聴取に関する事務を 所掌する部署	所在地
(備考)	
<p>1 あなたは意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。</p> <p>2 あなたは意見の聴取が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。</p>	

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第4号～別記様式第9号 (略)

別記様式第10号

〇〇第〇〇〇号  
平成〇〇年〇月〇〇日

弁明の聴取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る医師法第7条第11項（同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）（歯科医師法第7条第11項（同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）又は保健師助産師看護師法第15条第9項）の規定による弁明の聴

項において準用する場合を含む。))の規定による弁明の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁明の聴取の件名	
予定される処分の内容	
根拠となる法令の条項	
処分の原因となる事実	
弁明の聴取の日時	
弁明の聴取の場所	
弁明の聴取に関する事務を所掌する部署	名称 所在地

(備考) あなたは、弁明の聴取の日時に出頭して意見を述べ、かつ証拠書類又は証拠物を提出することができます。

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第11号・別記様式第12号 (略)

取を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁明の聴取の件名	
予定される処分の内容	
根拠となる法令の条項	
処分の原因となる事実	
弁明の聴取の日時	
弁明の聴取の場所	
弁明の聴取に関する事務を所掌する部署	名称 所在地

(備考) あなたは、弁明の聴取の日時に出頭して意見を述べ、かつ証拠書類又は証拠物を提出することができます。

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

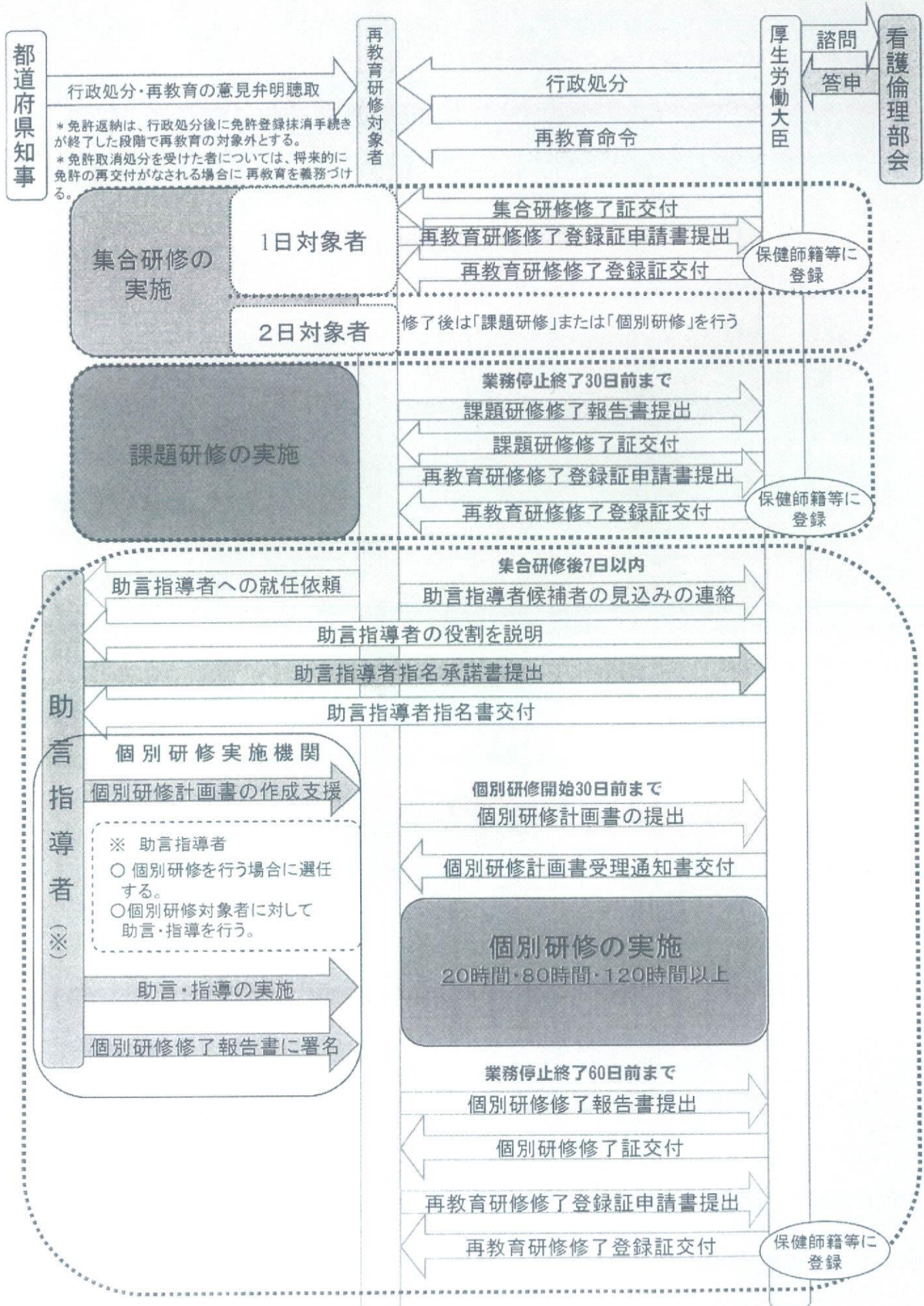
別記様式第11号・別記様式第12号 (略)

○医師又は歯科医師に対する再教育研修の実施について (平成19年3月30日医政発第0330002号) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>1 再教育の対象者 (略)</p> <p>2 再教育の内容等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 再教育の対象者は、団体研修を受けようとする際に、それぞれ以下の手数料を納付すること。</p> <p>① 戒告処分を受けた医師等 <u>四三〇〇円</u></p> <p>② 医業停止等一年未満の処分を受けた医師等 <u>八六〇〇円</u></p> <p>③ 医業停止等一年以上の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者 <u>四万四千八百円</u></p> <p>3～8 (略)</p>	<p>1 再教育の対象者 (略)</p> <p>2 再教育の内容等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 再教育の対象者は、団体研修を受けようとする際に、それぞれ以下の手数料を納付すること。</p> <p>① 戒告処分を受けた医師等 <u>三八〇〇円</u></p> <p>② 医業停止等一年未満の処分を受けた医師等 <u>七六〇〇円</u></p> <p>③ 医業停止等一年以上の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者 <u>七万二千円</u></p> <p>3～8 (略)</p>

(参考) 行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する再教育に関する流れ(イメージ)



---

平成19年度 厚生労働科学研究費補助金  
特別研究事業

行政処分を受けた看護師等に対する再教育プログラム  
の作成に関する研究 総括・分担研究報告書

主任研究者 嶋森好子

平成 20(2008)年 3月

---